

(保 27)

令和 3 年 4 月 2 0 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検業務の外部委託について

労災診療費の審査の効率化及び円滑化のため電子レセプト審査に係る事前点検業務につきましては、令和 2 年 3 月より電子システムを通じて提出された労働者災害補償保険診療費請求書を受付後、電子レセプトの事前点検を委託業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）が行うこととなっており、試行的に千葉労働局、栃木労働局、奈良労働局、広島労働局にて、既に実施されているところでございます。

今般、令和 3 年度についてさらに試行を拡大し実施する旨、厚生労働省労働基準局補償課長より連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

具体的に拡大を予定しております地域は、香川労働局、大分労働局（令和 3 年 6 月）、岐阜労働局（令和 3 年 7 月）、和歌山労働局、福岡労働局（令和 3 年 1 0 月）、東京労働局（令和 3 年 1 1 月）、山口労働局、高知労働局、熊本労働局、鹿児島労働局（令和 4 年 1 月）であり、実施に当たっては、貴医師会へ当該労働局より取組みについて事前に概要を説明に伺うことになっております。その際にはよろしく御取り計らい下さいますようお願いいたします。

[添付資料]

労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検業務の外部委託について
（令 3.4.13 基労発 0413 号第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長）

基補発 0413 第 1 号
令和 3 年 4 月 13 日

公益社団法人日本医師会
常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

令和 3 年度労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検業務の
外部委託について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、労災診療費の審査をより効率的に、また円滑に行うため、電子レセプト審査に係る事前点検業務を外部委託することとし、令和 2 年度より栃木労働局、千葉労働局、奈良労働局、広島労働局において試行を開始しているところです。

令和 3 年度については、以下のとおりさらに試行を拡大して実施することとしました。

実施にあたりましては、あらかじめ試行を行う労働局の所在する都県の各医師会に対して概要を説明の上、御協力をいただきながら、円滑な実施に努めていくこととしております。

つきましては、貴会におかれましても、東京都、岐阜県、和歌山県、山口県、香川県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県の各医師会へ周知いただくなど、御配意方、よろしくお願い申し上げます。

記

1 委託契約について

(1) 事業名称

労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検

(2) 受託者名称及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都豊島区東池袋 4-23-15

(3) 契約期間

令和2年3月2日から令和4年3月31日

2 委託内容

電子システムを通じて提出された、労働者災害補償保険診療費請求書、薬剤費請求書の受付日が試行開始月以降の電子レセプトの事前点検(医療機関等への簡易な電話照会を含む)

3 試行開始予定年月 (令和3年度試行開始分)

- ①令和3年6月 香川労働局、大分労働局
- ②令和3年7月 岐阜労働局
- ③令和3年10月 和歌山労働局、福岡労働局
- ④令和3年11月 東京労働局
- ⑤令和4年1月 山口労働局、高知労働局、熊本労働局、鹿児島労働局

労災診療費(電子レセプト)事前点検業務の本省一括実施(外部委託)

労災レセプト電算処理システムにより受付けた労災電子レセプトについて、本省で事前点検業務を一括で実施する(外部委託)ことにより、地方労働局の労災診療費審査業務の効率化を図る。

